

令和7年1月31日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、パナソニック株式会社、パナソニック産機システムズ株式会社、パナソニック関東設備株式会社、パナソニックリビング株式会社及びパナソニックマーケティングジャパン株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 一力（いちりき） （内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 大平（おおひら） （内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
パナソニック株式会社	国土交通大臣許可 (般-4)第024762号	品田 正弘	東京都 港区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

(2) 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

パナソニック株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
パナソニック産機システムズ株式会社	国土交通大臣許可 (特-6)第023300号	右近 貞治	東京都 墨田区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県における電気工事業、管工事業及び熱絶縁工事業に関する営業

(注1)「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2)「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

(注3)「熱絶縁工事業に関する営業」とは、注文者から熱絶縁工事を請け負う営業をいう。

(2) 期間

令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間

3. 処分理由

パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
パナソニック関東設備株式会社	国土交通大臣許可 （般特-2）第002280号	代 正一	群馬県 前橋市

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注1）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

（2）期間

令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間

3. 処分理由

パナソニック関東設備株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
パナソニックリビング株式会社	国土交通大臣許可 （般特-1）第021097号	近藤 祐介	東京都 中央区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

北海道における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注1）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

（2）期間

令和7年2月15日から令和7年3月1日までの15日間

3. 処分理由

パナソニックリビング株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	国土交通大臣許可 (般特-5)第020511号	堤 篤樹	東京都品川区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

(2) 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

2 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業、電気工事業、管工事業及び機械器具設置工事業に関する営業

(注1)「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

(注2)「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注3)「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

(注4)「機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

(2) 期間

令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間

3. 処分理由

パナソニックマーケティングジャパン株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。